



市民の声を市政に反映

# 杉森ひろゆき

市議会議員ニュース

杉森弘之後援会広報委員会発行  
**757号** 2019年5月7日  
 〒300-1235 牛久市刈谷町1-41-8  
 TEL・Fax：870-0335  
 携帯：090-5587-7693  
 Mail：sugimori@max.hi-ho.ne.jp

# 会計年度任用職員導入に向け

## 非正規雇用職員の処遇改善を

### 第1回定例会一般質問 ③-A

杉森議員は3月6日、牛久市議会第1回定例会で、①東海村原子力施設事故時の対応、②子どもの生命と権利を守るために、③非正規雇用職員の処遇改善について、一般質問しました。今号では③のAを掲載します。

### 非正規が正規の約2倍

【杉森議員の質問】私は昨年6月定例会で、非正規雇用職員の問題を取り上げましたが、まず最新の正規雇用職員と非正規雇用職員の数を聞きます。

【総務部長の答弁】常勤職員の人数は2018年4月1日現在、総務省の定員管理調査の355名に、再任用職員17名、特別職や派遣職員10名を加えると**382名**となっています。

非常勤職員については、審議会の委員等を除いた特別職非常勤職員が188名で31.0%、一般職非常勤職員が413名で68.0%、臨時職員が6名で1.0%、合計延べ**607名**となっています。

常勤換算での常勤職員と非常勤職員の構成割合は、昨年4月1日現在で、常勤職員52.0%、非常勤職員48.0%となっています。

### 常勤退職者数は5年で79名

【杉森議員の質問】正規雇用職員数の過去5年間の推移と、今後5年間の正規職員の定年退職予定者数を聞きます。

【総務部長の答弁】常勤職員数は、2013年度

## 地方公務員の仕事って？



が354名、2014年度350名、**2015年度340名**、2016年度350名、2017年度346名、**2018年度が355名**となっています。

定年退職者の数は、今年度9名、2019年度15名、**2020年度25名**、2021年度15名、2022年度15名となっています。

## 生活できる賃金を

【杉森議員の質問】会計年度任用職員制度の2020年4月1日導入に向け、総務省マニュアルのスケジュールによれば、この3月定例会で条例制定、今春から募集開始となっていますが、実際には遅れているようです。

昨年6月定例会で私は、給料水準について、マニュアルによれば「フルタイムの会計年度任用職員の職務と類似する職務に従事する常勤職員の属する職務給の初号給の給料月額を基礎」として、職務の内容や責任、職務遂行上必要となる知識、技術及び職務経験等の要素を考慮して定めるとしていますが、牛久市はどのように考えているのでしょうか」と質問しました。総務部長は答弁で、「現段階では検討はしていませんが、総務省のマニュアルに基づいて考えていきたいと考えています」と答えています。

## パートも地域手当を支給

昨年10月には総務省マニュアルの改訂版が出されたところです。その中のQ&Aの間17-2で、パートタイム会計年度任用職員の報酬水準決定にあたり、「**在勤する地域**」を考慮することとされているが、具体的にはどのように取り扱えばよいかとの問いに対し、「**常勤職員及びフルタイム会計年度任用職員に地域手当が支給されている場合、パートタイム会計年度任用職員については、地域手当相当分を報酬単価に加味して支給すべきものと考えられる**」と答えています。

## 6カ月以上で期末手当

また、「**期末手当については、任期が相当長期にわたる者に対して支給する必要があります**。この場合において、『相当長期』とは会計年度任用職員の任期が最長でも1年であることを踏まえ、**6カ月以上を目安とする**」と述べています。この間の検討を踏まえ、一定の具体化、方向が生まれているのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

【総務部長の答弁】会計年度任用職員の給与水準の考え方については、総務省が示すマニュアルの中で、「フルタイムの会計年度任用職員の職務と類似する職務に従事する常勤職員の属する職務給の初号級の給料月額を基礎として、職務の内容や責任、職務遂行上必要となる知識、技術及び職務経験等の要素を考慮して定めるべきもの」と示されています。

「職務の級」は職務の複雑さ、困難さと責任の度合いに応じるものでありますので、**総務省から示されたマニュアルや質疑応答を参考としつつ、近隣市町村の動向や現在の牛久市の実情を考慮**したうえで、検討していきます。

## 国の常勤／非常勤職員の休暇制度の待遇差

	常勤職員	非常勤職員
採用年度における年次休暇	15日※1	最大10日※2
病気休暇	90日(有給)	10日(無給)※2
夏季休暇	連続する3日	なし
産前産後休暇	6週/多胎14週・8週(有給)	常勤職員と同様(無給)
子の看護、短期介護休暇	1年に5日以内(有給)	常勤職員と同様(無給)

# 感情労働とは

ネットの『知恵蔵』によれば、感情労働とは、「顧客などの満足を得るために自身の感情をコントロールし、常に模範的で適切な言葉・表情・態度で対応することを求められる労働のこと。」

## 第3の労働形態

「肉体労働」「頭脳労働」に続く第3の労働形態として、米国の社会学者アーリー・ホックシールドが提唱した。

## 感情労働増大の背景

具体的には、旅客機の客室乗務員をはじめとする接客業、営業職、医療職、介護職、カウンセラー、オペレーター、教職などが挙げられるが、近年はあらゆる職種で感情労働を強いられるケースが増加傾向にある。

背景には、商業、金融業、医療福祉、教育などのサービス業、外食産業、情報通信産業などの第三次産業が全産業の7割以上に拡大してきていることがある。そして、顧客満足度重視、SNSの普及も要因に挙げられる。

## 深刻な社会問題に

感情労働による疲労や心の傷は回復しにくく、バーンアウト(燃えつき症候群)やうつ病など、メンタルヘルスの不調を引き起こすことも少なくないため、社会問題化している。

## 求められる法制度等整備

感情労働に従事する労働者の人権を守る問題として、法制度や労働環境の整備が求められており、韓国ソウル市で2014年に施行された「ソウル特別市感情労働従事者の権利保護等に関する条例」などは注目されている。

